様式第１４号

年　　月　　日

保 護 者　様
年　　組　　氏名　　さん

鯖石小学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。　（出席停止の期間は、欠席になりません。）

区分	病名又は状況（該当を○で示す）	出席停止の期間の基準
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第２種	~~インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）~~ ※療養解除届による	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	~~新型コロナウイルス感染症~~ ※療養解除届による	発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで
	結核	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症　・溶連菌感染症 ・（　　）	感染のおそれがなくなるまで

----------（切り離さないこと）----------

登　校　許　可　証

上記の疾病については、感染症予防上に支障がないので、登校しても差し支えありません。

１　診　断　日　　年　　月　　日

２　登校してもよいと認められる年月日　　年　　月　　日から

年　　月　　日

医 師　住所

氏名

主治医から、登校許可が得られましたので届け出ます。

保護者　住所

氏名

柏崎市立鯖石小学校長　様